平成２６年（フ）第１０３号
青森県八戸市大字新井田字後庵18番地１　メゾン昴Ａ－１、前住所青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅１－２
債務者　田村　唯香（旧姓初森）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９９４７号
神奈川県川崎市高津区末長1461
債務者　桜田絵里子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９４８号
東京都調布市国領町１丁目18―23
債務者　尾上　雅美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００１８号
東京都日野市多摩平４丁目６－１　多摩平の森１－２―1106
債務者　長瀬東洋一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００２９号
東京都足立区小台１丁目５－３―618
債務者　進藤　圭子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３１号
東京都練馬区北町１丁目３－７　地挽方２階
債務者　名取　正倫
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３６号
東京都江東区大島７丁目41―４
債務者　高梨田鶴子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３７号
東京都目黒区上目黒２丁目33―６―202
債務者　柴野　嘉亜
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３８号
東京都小平市御幸町69―13
債務者　仲野　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４０号
東京都板橋区大山西町44―５―206
債務者　名和　昌彦
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４３号
東京都大田区矢口２丁目１―13―302
債務者　村木志乃こと　村木　志の（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４６号
東京都文京区千駄木３丁目50―14―201
債務者　鈴木　晃司
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４７号
埼玉県川越市新宿町５丁目13―42　新宿団地６―405号室
債務者　西久保敏宏
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００４９号
東京都足立区鹿浜５丁目24―３―201
債務者　坂井　京子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００５２号
東京都府中市小柳町２丁目28―19―206
債務者　竹川　鉄男（旧姓安齋）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００５４号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目45―５　郵政宿舎１号棟107
債務者　重枝　弥生（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部